

ID: 479

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市水道事業給水条例 第38条及び第39条		
例規番号	平成18年条例第204号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処す。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなくてメーターの設置、料金の算定、給水装置の検査等又は給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第17条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 料金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第39条 市長は、詐欺その他不正な行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処す。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日